

インフルエンザウイルス検査を 算定する時の決まりについて



みなさんこんにちは。今回は、インフルエンザウイルスの検査を行った時の計算をするにあたっての決まり事についてお話していきたいと思います。まず、検査料を算定する時の基本から。前回『検査料について』の回でもお話ししましたが検査料は

① 検査実施料

+

② 判断料

+

③ 検体採取料

から成り立っています。

インフルエンザウイルスの検査で言うと

『①検査実施料』は インフルエンザウイルス抗原定性 147点

『②判断料』は 免疫学的検査判断料 144点

『③検体採取料』は 鼻腔・咽頭拭い液採取 5点

1点は10円(10円未満四捨五入)ですので、合計2960円。そのうちの2割(590円)か3割(890円)の保険負担分をお支払いいただく形になります。(3歳以上の場合)



さらに

『発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する事ができる』

なぜ、48時間以内でないとインフルエンザの検査が算定できないのかというと、症状が出てから48時間以上経過してしまったら検査をしても治療方針に変わりはないからです。その理由は、

① 抗ウイルス剤(タミフル、イナビル等)は、感染後48時間以内に服用しないと効果が弱い。

② 日日がたちすぎてしまうとウイルスの量が少なくなって検査をしてもはっきりしなくなる。

という理由からです。もし、医師の判断で48時間経過後でも検査を行う事があれば、それは病院側の負担となる場合があります。

場合によっては2回の検査が行われることがあります。インフルエンザ感染直後はウイルスがそれほど増えていなくて正しい結果が出にくいことが知られています。1回目の検査で陰性でも翌日も高熱が続いたり、1回目の検査が発症直後の可能性が高い場合は2回目の検査も算定できる事になっています。



インフルエンザワクチン接種が始まっています。御予約はインターネット予約サービスか、電話診療予約サービスのみのお受けで、前日の21時より予約開始となります。特に土曜日は競争率高めですので、お早目の御予約をお願いいたします。